

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市高校生等医療費給付要綱	給付を受ける資格の認定	医療助成年金課

1 納付対象者の審査基準は、要綱第3に規定される要件を満たす者であること。

2 要綱第4第1項に規定される別に定める書類とは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険証
- (2) 振込先口座が分かる通帳やキャッシュカード
- (3) 所得を確認すべき者が市外居住者である場合は、所得課税証明書等、所得がわかる書類。

3 標準処理期間は、14日（土・日曜、祝日を除く）とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。